

令和5年度平戸市一般会計補正予算（第8号） -地域購買力回復支援事業-

第5弾！ ひらどプレミアム商品券を発行

【補正額 6,683万円】
審査：産業建設文教委員会

事業内容・補正理由

市民消費の負担軽減と地域購買力の向上を目的に、エネルギー・食料品等の物価高騰対策および市民消費の下支えとして、特典（プレミアム）付商品券を販売するため、追加の補正を行うもの。

【発行部数】 2万5,000冊

【購入金額】 1万円／1冊（500円×24枚…1万2,000円分）

【購入上限】 2冊／1人 かつ 5冊／1世帯 以内



委員会での主な論議

Q 今回の「ひらどプレミアム商品券」の発行数は、2万5,000冊となっているが、応募多数の場合は増刷を考えているのか。

A 今後、事業主体である実行委員会（平戸商工会議所、平戸市商工会、平戸観光協会ほか関係団体で組織）内で協議することになるが、基本的には増刷は考えていない。

ひらどプレミアム商品券事業実行委員会で決定

申込期限 2月15日(木)

利用期間 3月2日(土)～6月30日(日)

令和5年度平戸市一般会計補正予算（第8号） -電気・燃油価格高騰対策支援事業-

市内事業所等の負担軽減を図る

【補正額 3,527万円】
審査：産業建設文教委員会

事業内容・補正理由

世界情勢の変化などに伴う電気料および燃油価格の高騰によって影響を受けている市内事業所などに対し、負担軽減を図るための補助金を交付するため、追加の補正を行うもの。

【補助対象者】

- 本社（本店）の所在地が平戸市にある法人、または住民票上の住所が平戸市内にある個人事業主（いずれも農林業、漁業を除く）
- 令和5年12月1日時点で営業の実績があり、今後も事業継続が見込めること など

【補助金額】

令和5年4月から12月までに使用した電気・燃油（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス）の合計額の“10%”に2分の1を乗じた額



委員会での主な論議

Q 同様の事業が令和4年度にも実施されており、前回の支援は電気・燃油使用額の“20%”の2分の1の補助となっていた。今回“10%”の2分の1となっているがなぜか。

A 今回の補助率設定にあたっては、令和3年10月から令和5年10月までの2年間の燃油価格を根拠とした。当該期間における燃油価格の平均上昇率が約10%であったため、この10%分を価格高騰相当分として、その2分の1を補助することとしている。



1-2月定例会 ここに注目!

令和5年12月定例会（12月4日～18日）

平戸市都市計画税条例の廃止について

令和6年度から都市計画税を廃止

審査：総務厚生委員会

提案理由

都市計画事業（道路・公園などの都市計画施設整備や、土地区画整理、住宅街区整備事業など）を行うため、都市計画用途地域の土地・家屋に対して課税してきたが、令和8年度以降、都市計画事業実施に伴う一般財源を超える都市計画税収入になること、および県内他市の状況を踏まえ、令和6年度から課税しないこととするため条例を廃止するもの。

委員会での主な論議

Q 都市計画税の充当（税収を事業の原資に充てること）シュミレーションにおいて、これまで過去に行った都市計画事業で借り入れた市債の繰上償還に、令和元年度から生じていた未充当の都市計画税を充当する整理をしているようだが、繰上償還の目的は本来、将来の市民負担の軽減にある。このような整理では都市計画税の納税者に対して負担軽減を行わないということになり、他の納税者との不公平感が生じるため、未充当となっている都市計画税は、いったん基金などを設置して積み立て、今後の事業への財源とするべきではないか。

A 本来、税収があった当該年度に充当することが前提である中、年度間で整理することが良いのかという部分も踏まえ、今後検討したい。

令和5年度平戸市一般会計補正予算（第8号） -ゼロカーボンシティ推進事業-

地球温暖化対策設備の導入にかかる経費をさかのぼって補助

【補正額 500万円】
審査：総務厚生委員会

事業内容・補正理由

本事業において「太陽光発電システム」「家庭用蓄電池」「高効率給湯器」「環境配慮型自動車」を導入する場合の補助を行うため、令和5年度当初に全体で100件を見込み予算化していたが、令和5年6月には予算額に達したため受付を中止していた。その後も補助の要望があることから、国の総合経済対策を活用して、追加の補正を行うもの。

これまで一旦申請を締め、すでに導入している人もいることが想定されることから、それらの人に対してはさかのぼって補助を行う。



〔市役所に配備されている電気自動車〕

委員会での主な論議

Q さかのぼって補助を行うとのことだが、施工前の写真がない場合も考えられる。確認方法はどのように考えているのか。

A 施工前の写真がない場合であっても、契約書・領収書・設備保証書などにより確認を行うように考えている。申請漏れがないようにしっかり周知していきたい。